

県北広域振興局長告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月11日

県北広域振興局長 松岡 博

| 位置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|---------------------|----------|----------|-------------|
| 二戸市石切所字穴切37番4及び37番6 | 24.34 | 6.00 | 平成24年12月19日 |

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。